



someya dayori そめやだより

●発行日
2026/6/4
●発行元
(有)染谷商事
●通算発行数
第155号

住 まいの 手 新しいキッチンとの 暮らしを楽しむ

事例no.030

春日部市にお住まいのS様よりキッチン交換工事をご依頼いただきました。

現在お使いのキッチンは、丁寧にお使いいただいていたのでまだまだ綺麗な状態でしたが、I型キッチンから対面キッチンへの交換をご希望です。

対面キッチンは開放感があり家族や来客と会話しながら調理でき、複数人で作業しやすく、おしゃれな空間を演出しやすいメリットがあります。また、大きな背面収納が新設されるので、収納力は大きく向上します。



工事の流れとしては
給水管つなぎ撤去
排水管つなぎ撤去、蓋取り付け
電気通電止め
ガス管止め
既存キッチンの解体、撤去
タイル撤去
その後、新しいキッチンを取り付けるための壁下地入れ

壁張替えを行います。



下地がすべて整った後、キッチンパネル取り付け、新規システムキッチン据え付けを行います。

S様邸の場合は、窓回り、壁部分にキッチンパネルを使い、高級感のある納まりになっています。

新しいキッチン据え付け後は、給水給湯排水管繋ぎ、レンジフード結線、天井照明取り付け、食洗器結線、ガス管繋ぎ

将来的にIHにコンロを交換することを考えて、IH用の電源もご用意しました。IHコンロは専用の電気線が必要になるため、あとから工事は大変です。今は使わなくても、キッチン交換時に引張っておくと良いと思います。

最後に内装工事が入り、フロスを張り替えました。

キッチン交換工事は着工後、キッチンを使えなくなってしまう期間があります。その間料理ができないなどの不便をおかけします。

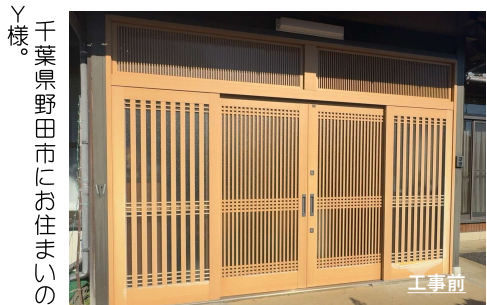


S様邸ではタカラスタンダードのシステムキッチン「EMURE(レミュー)」をご採用いただきました。信頼性の高いメーカーですので、未長くお使いいただけると思います。

通常キッチン機器の取替えは20年程度が目安です。正直、20年程度では水栓器具などの点検を行うといは「まだまだ使える」状態だと思いますが、マイホームのキッチンの交換は、一生に一度の方がほとんどだと思えます。

玄関リフォーム紹介 意匠と防犯性アップ

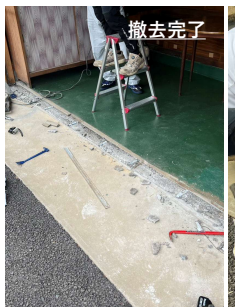
事例no.031



千葉県野田市にお住まいのY様。

玄関扉の化粧シートが剥がれてしまい、見栄えも悪くなっていることから、玄関リフォームを検討されていました。まだまだ新しく勿体ないままはありましたが、玄関は「住まいの顔」といってもあり、お客様のご意向で交換することになりました。

①解体工事
はじめに既存の玄関レールと土間コンクリートが一体化している部分を切断、撤去します。まわりに傷をつけないよう、丁寧な工事が求められます。



②玄関設置

建物の傾き・土間の状況を確認し、微調整しながらの作業になります。まず枠を取り付け、次いで扉の吊り込み。最後に建付け調整をして工事完了です。

窓の色に合わせて、アルミのブラウン系の色としました。引き締まり、一体感のある玄関となりました。

工事は1日で完了するので、生活に支障きたすことなくリフォームが可能です。また、防犯性の高いフィンブルキーのため、より安心な仕様となっております。

Y様の生活が少しでも快適になり、これからも長く住み続けてもらえると幸いです。



●お問い合わせ

弊社リフォーム専門部「そめやリフォーム工房」では、増改築・外壁塗装・水まわり・庭まわりのリフォームなど、建築資格を持つ専任担当者が、お打合せから現場管理、アフターメンテナンスまでサポートします。まちな住まいのかけつけとして、このような事でもまずは「ご相談下さい。」
そめやリフォーム工房
048-746-2200

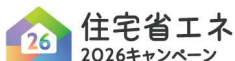
省エネリフォーム2026補助金 ナフサショックの中できることは？

中東情勢の悪化により、ナフサ(石油化学原料)を起点としたシンナー・断熱材・塩ビ管・雨どい・ビニルクロス等の樹脂系建材で、値上げや納期末定が続いております。情報戦のような状況ですが、悲観ばかりではありません。

「住宅省エネ2026キャンペーン」では、樹脂依存度の低い窓・玄関ドアの断熱改修(先進的窓リノベ2026/最大100万円)、高効率給湯器への交換(給湯省エネ2026)が補助対象。

常に状況が動いている中なので、早めのご相談をおすすめしております。

詳細は弊社までお問い合わせ下さい。
(有)染谷商事 048-746-2200



緑の森に囲まれた幼稚園「庄和すずらん幼稚園」

昭和53年に開園した当初より、「緑の森に囲まれた幼稚園」として現在に至っています。季節の移り変わりの中で、自ら主体的に自然環境に関わり、周りへの思いやりを育て、生活を創造していく力を育て、本物志向に根差した幼稚園生活が展開できるよう、共に働く喜びを感じられる保育者たちが全力で保育に当たっています。



**そめやの
推しごと!**

学校法人庄和森田学園 認定こども園
こども未来 庄和すずらん幼稚園
春日部市米島63 ☎:048-746-7381
<http://www.moritagakuen.jp> ←「庄和森田学園」で検索



さくらマルシェのご案内 地域手づくりの市を開催します!

日時:6月15日(月) 9:00~14:00(荒天中止)
場所:染谷商事外通路(テント下スペース)
春日部市米島1198-3埼玉りそな銀行庄和支店隣

【出店予定者さま】

有機野菜販売 / あたたかい陶芸
わんちゃんデンタルTイ梨の枝かかし棒
布歩布 / Aromatic life
ROT WEISS / カッサマッサージ



詳しくはこちら



住まいの耐震 空き家活用相談会



事前予約制

相談日 6/21(日)
時間 9:00 ~ 12:00
場所 染谷商事1階(駐車場有)
耐震担当 外川剛・染谷卓哉

※事前予約制としております。
ご連絡は染谷商事まで 048-746-2200

例えば...

- 耐震に備えたいが何から考えれば良い?
- 耐震性能を知りたい
- 引越しや相続に伴う空き家の活用
- 物件を購入したので管理を任せたい等々...

会社概要

不動産事業部(賃貸・売買・管理)

住まい探しから土地建物の売買までサポート。
不動産オーナー様に対しては、賃貸管理・空き家活用等々、
困りごと解決のお手伝いをさせていただきます。

建築事業部(一級建築士事務所)

木造住宅の設計施工、リノベーションに対応します。
リフォーム部「そめやリフォーム工房」では、網戸張替え、外壁塗装、
水回りリフォーム等、住まいのこだわりつけ医として、様々なご相談を
受付しております。

コミュニティそめや(貸会場)

講習会やレッスン会場、会議室など様々な用途にご利用い
ただけます。(※内容によってお断りする場合があります。)

有限会社 染谷商事
埼玉県春日部市米島1198-3



048-746-2200

一般社団法人
JBN・全国工務店協会

住宅リフォーム
事業者団体
国土交通大臣登録

当社は国土交通大臣登録団体の会員です

資格・許可

【資格】

- 一級建築士 1名/二級建築士 2名
- 宅建士 3名
- 福祉住環境コーディネーター2級
- 耐震診断認定者
- 増改築相談員 2名他

【許可・所属団体】

- 建設業埼玉県知事許可(般-1)第15461号
- 宅地建物取引業埼玉県知事(13)第6620号
- 一級建築士事務所埼玉県知事登録(1)第11727号
- 埼玉建築士会
- 埼玉県木材協会
- 一般社団法人JBN・全国工務店協会
- 性能向上リノベの会



まちのFP相談室



ケース2

実家のこと、「そのうち考えよう」と思っていないませんか?

皆さんこんにちは。紫陽花がきれいに色づく季節になりましたね。

今回は、相続トラブルは財産の多い少ないに関係なく、誰にでも起こりうるというお話をしました。今回のテーマは「実家」です。最近、誰も住んでいない「空き家」が増えているというニュースを耳にしたことはありませんか? 実はその多くが、親が住まなくなったあと、「誰も住む予定がない」「手続きがわからない」といった理由で放置されてしまったお家なんです。全国の空き家は今や約900万戸、およそ7軒に1軒が空き家という計算になります。決して他人事ではありません。今回はこんな事例をもとにお話ししていきますね。

〈今回の事例〉

先日、ご近所の方と話していたときのこと。「お隣のおばあちゃん、施設に入ったんだけど、子どもたち誰も戻れないのかずっと空き家のままなのよね...」。そんな話を聞いて、Cさん(50代・女性)はふと自分の実家のことが頭をよぎりました。両親は元気だけれど、もう70代後半。自分もきょうだいも実家から離れて暮らしていて、将来どうするかなんて一度も話したことがありません。「まだ大丈夫よね、そのうち考えればいいわよね」——何となく気になりながらも、気づけば何もしないまま何年も経ってしまっています。

Cさんのように「そのうち考えよう」と思いながら何年も過ぎてしまっている方、実は多いのではないのでしょうか。皆さんもちょっと想像してみてください。もし「そのうち」を先延ばしにしているうちに、親が認知症になってしまったら...? 実はこの先延ばし、思わぬ落とし穴があるんです。

【問題】親が認知症になった場合、実家は売れるのでしょうか?

- A. 子どもが代わりに自由に売却できる
- B. 家庭裁判所の手続きが必要になる
- C. 認知症でも本人が署名すれば売却できる

正解は.....B. 家庭裁判所の手続きが必要になる です。

意外に思われた方も多いのではないのでしょうか。親が認知症になると、本人の判断能力が十分でないとなさされ、不動産の売買契約を結ぶことができなくなります。たとえCさんのように子どもであっても、勝手に親の家を売ることはできないのです。売却するためには「成年後見制度」という制度を使って、家庭裁判所に申し立てをする必要があります。手続きには時間も費用もかかります。

「うちの親はまだ元気だから」。そう思えるうちが、実は一番のチャンスです。何もしないまま時間が過ぎてしまう前に、まずは家族で「実家のこと、どうする?」と話してみることから始めてみてくださいね。

次回のまちのFP相談室は.....

ケース3 知ってるようで知らない「遺言書」の話

遺言書と聞くと大げさを感じるかもしれませんが、でも実は、遺言書がないことがきっかけで、思わぬトラブルにつながることもあるんです。今回は遺言書の必要性についてお話しします。お楽しみに。

